



健康一口メモ

仙台市医師会
広報委員
森川 みき

最近、大人になって発症する食物アレルギーが増加傾向にあります。その中で最も多いと言われているのが、花粉症に伴って発症する「花粉―食物アレルギー候群（pollen food allergy syndrome, PFAS）」です。花粉症の原因は花粉に含まれるアレルギー物質（アレゲン）ですが、花粉のアレゲンと類似した構造が果物や野菜にも含まれているため、花粉症の方の中には、果物や野菜に含まれるアレゲンに反応し、食物アレルギーを発症してしまう方もいます。原因となるアレゲンの多くは、加熱や消化に弱いため、ほとんどの場合は、生の果物や野菜を食べるすぐに、唇、舌、喉などにかゆみや違和感が生じたり、赤く腫れたりする口腔粘膜の軽い症状です。我慢して食べ続けた場合や、体調によっては、まれにせきや呼吸困難、下痢や腹痛、全身のじんましんなど、多臓器にわたるアレルギー症状（アナフィラキシー）を引き起こすことがあります、注意が必要です。

花粉症と食物アレルギー



〔森川小児科アレルギー科クリニック
／宮城野区小田原〕

バラ科の果物（リンゴ、ナシ、サクランボ、モモ）、イネ科（カモガヤ、オオアワガエリ）花粉とウリ科の果物（スイカ、メロン）があります。日本で一番多いスギ花粉は、ナス科（トマト）で反応することがありますが、発症頻度は少ないことが分かっています。

診断には、血液検査で原因と思われる食物の抗体を測定したり、実際の果物や野菜を使用した皮膚で行うプリックテストが有用です。発症後の対策は、原因であると判明した食物を除去することですが、果物や野菜に含まれるアレゲンは、ジャムや缶詰などの加工品ではほとんど問題なく食べることができます。治療薬は一般的な抗アレルギー剤の内服となりますが、アナフィラキシーが心配な場合は、アドレナリンの自己注射が必要となることもありますので、PFASを疑った場合は、お気軽に医師にご相談ください。

仙台商工会議所

あなたの経営課題を 専門家が解決します!

自社の今後の経営をどうすべきか…。新たな販路を開拓したいが、どう動けばよいのか分からない…。資金繰りが厳しい…。労務について相談したい…。

事業主の皆さまのお悩みは、千差万別。中小企業診断士や税理士、弁護士等の専門家が豊富な知識や経験を生かし、皆さまの経営全般に関するお悩みを解決へ導きます。

まずは一度、ご連絡ください。

【窓口相談専門家】(10:00～15:00)

- ・米田 正美 (中小企業診断士・税理士)
- ・田中 宏司 (中小企業診断士)
- ・高木 順 (中小企業診断士・ITコーディネータ)
- ・眞里谷 理恵 (中小企業診断士)
- ・高橋 史郎 (税理士)
- ・氏家 香菜子 (税理士)
- ・米田 貴光 (税理士)
- ・曾我 陽一 (弁護士)
- ・遊佐 慎一郎 (社会保険労務士・司法書士・行政書士)
- ・赤間 公太郎 (ITスペシャリスト)

相談無料

※ご利用の際には事前にお電話でご予約ください。

TEL.022-265-8127

■お問い合わせ、ご予約は **仙台商工会議所 中小企業支援部経営支援グループ**
〒980-8414 仙台市青葉区本町 2-16-12 TEL.022-265-8127